

三宅町立学校の教職員に関する
【業務量管理・健康確保措置実施計画】

令和8年3月策定
三宅町教育委員会

目 次

1.計画の趣旨・現状

(1)計画の趣旨

(2)三宅町の現状

2.目標

(1)時間外在校等時に関する目標

(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

3.計画の期間

4.業務量管理・健康確保措置の内容

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

(2)学校における措置の推進

(3)教員等確保の取組

(4)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

5.関連する取組、今後のフォローアップについて

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

○ 令和7年6月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）により、その8条に、『服務監督教育委員会は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即して業務量管理・健康確保措置実施計画を策定すること』とされた。

これらのことを受け、『未来からの留学生』であるこどもたちへのより良い教育につなげるために、「学校における働き方改革の推進」・「働きがいの充実」を目指し、本計画を策定した。

(2) 三宅町の現状

○ 三宅町教育委員会では、所管する学校の教育職員の在校等時間の上限を月45時間以内とする目安を示し、タイムカードによる勤務時間管理をかねてから実施してきた。教職員としての「やりがい」を大切にするとともに、日頃の健康管理およびワーク・ライフ・バランスを保つこと等を推奨しつつ、教育職員への在校等時間の管理を行い、勤務時間外勤務の縮減を呼びかけてきた。

○ こうした取組のもと、三宅町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりだった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況（教諭）文科省・県教委調査】

	年平均(月あたり)	平均月 45 時間を上回る割合	平均月 80 時間を上回る割合
小学校	月 33.7 時間	17.1%	0%

○ 時間外在校等時間が 45 時間を超える教諭の割合が 17.1%となっている。加えて、特に校長や教頭などの時間外在校等時間が多く、校長の月あたり平均在校時間は 60.2 時間、教頭の月あたり平均在校時間は 67.4 時間にのぼり、中には 80 時間超えの月が 2 回あった。管理職の業務の負担が大きいと言える。また時間外在校勤務時間が多い先生に偏りがあることから、学級業務、生徒指導や保護者対応をどのようにすすめていくのがいいのか、その効率化、任務分担の均整化を含め、業務改善を図ることが求められている。これらの実態をふまえ今後さらに教育職員の業務改善をすすめ、教育の質の確保・向上のために必要な時間的余裕等を創出することが必要と考えられる。

○ 児童の対応が必要な小学校の特質上、全職員が本来の勤務時間である 8:20～16:50 で勤務すると到底対応できない現実を踏まえ、時間外勤務がやむを得ない状況や、昼の休憩時間もとれない状況を前提とした勤務形態を理解した上で、可能な部分から改善できるように、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条」に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1ヶ月時間外在校等時間が45時間以上の割合を15%以下にする
- ・1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を夏期休業中等で平均化して30時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・平時の超過勤務の縮減により、本来あるべき勤務外の自由な時間を確保できるようにし、普段取りにくい年次有給休暇を夏期休業中、冬期休業中には集中して年次有給休暇を消費できるように、休業中の研修や会議等の日程を工夫する。また、学校完全閉校日を夏期休業中に長く設定し、夏期特別休暇の消費を促す。
- ・平時、昼の休憩時間の確保が困難な状況に鑑み、その日において柔軟に休憩時間を確保できるものとする。

- ・教育職員が、そもそも教員の本分である、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や、教職の専門性を発揮することなどにより、生き生きと教育活動に取り組み、こどもたちの未来を共に切り拓く仕事に携わることなどの「働きがい・やりがい」を実感できることを目指す。これらについてをストレスチェックにおける仕事に対する満足度等でも確認する。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度【4年間】（令和11年度末に見直しを予定）
（令和8年4月1日～令和12年3月31日）

※国が令和11年度までに教育職員の1ヶ月時間外在校等時間を平均30時間程度に縮減することを目標にしていることに準じる

4. 業務量管理・健康確保措置の内容

○ 三宅町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

（1）「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・現在も協力いただいている、地域住民ボランティアによる通学路の見守り活動、登下校の付き添いを継続する。

- ・児童が学校に登校する時間の見直しを検討。

◇児童が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇学校プールや校舎等の施設・整備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校プールや校舎内外の清掃・窓拭き・エアコンフィルターの清掃等の外部業者委託を継続、必要に応じて拡充する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備等（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や成績処理等を補助する教員業務支援員の配置を継続する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係のケース会議への参加を継続・拡充し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進（教育職員が担う業務の適正化）

- ・当初のねらいが実態に合わなくなり十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定などの工夫を行う。
- ・勤務時間外の電話着信不通機能や保護者連絡等のITC化を継続する。

(3) 教員等確保の取組

- ・町費教職員、特別支援教育支援員、校務支援員の確保及び県費講師等の人材確保のため、関係市町村や学校・民間等との情報交換を行う。

(4) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、教育委員会で面接相談等を実施する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の提案を推進する。
- ・年次有給休暇について、夏期休業中等にはまとまった日数連続して取得できるように促進し、取得できる環境を整える。
- ・学校における定時退勤日を毎週水曜日に設定し、意識的に残業しないように推進する。また、夏期休業中に1週間程度の一斉閉校期間を設定し閉校期間は教育委員会が対応、ALSOKの警備システムも活用する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、三宅小学校の教育職員の在校等時間の状況をこれまでどおり毎月把握し、毎年度、町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・教育委員会において、学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員や、持ち帰り仕事等が課題となっている場合、状況の改善に向けて相談・支援・指導を実施する。